

大規模小売店舗の廃止について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成23年11月8日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者（廃止前のもの）
名 称 ユアーズウオロク松浜店
所在地 新潟市北区松浜新町156番地
設置者 株式会社 ウオロク
- 2 店舗面積の合計
（廃止前）1,007㎡
（廃止後） 987㎡
- 3 廃止となる年月日
平成23年11月2日
- 4 廃止をしようとする理由
店舗の老朽化に伴い、旧店舗を解体し新店舗（店舗面積1,000㎡以下）を設置するため。
- 5 届出年月日
平成23年10月31日